

焼津市子ども・子育て支援事業計画
平成 27 年度 実施事業中間進捗状況

平成27年度 5月 1日入所 児童数 (保育所)

上段：標準
下段：経時間

保育所名	0歳		1歳		2歳		3歳		4歳		5歳		合計		備考 (%)	
	前月数	当月数	前月数	当月数	前月数	当月数	前月数	当月数	前月数	当月数	前月数	当月数	入園	退園		
焼津市立小川保育園	6	0	15	0	22	0	24	0	21	0	22	0	0	0	110	91.67
焼津市立旭町保育園	1	1	2	18	24	28	26	28	26	28	28	0	0	0	126	84
焼津市立石津保育園	2	1	2	18	24	28	28	28	26	28	28	0	0	0	128	102.22
焼津市立大井川保育園	7	1	7	21	34	39	51	60	59	61	59	2	8	243	84	
焼津南保育園	4	0	4	23	23	24	24	26	26	25	25	0	0	125	106.67	
さくら保育園	5	0	5	19	22	29	29	30	28	28	28	0	0	134	114.17	
なかよし保育園	5	0	5	17	17	17	22	22	21	21	21	0	0	101	104	
たかくさ保育園	5	0	5	11	12	15	17	21	21	21	22	1	2	92	103.33	
ふたば保育園	8	0	8	21	21	21	24	24	23	23	23	0	0	114	95	
ゆりかご保育所	12	0	12	30	30	32	32	33	33	32	32	1	2	165	110.67	
第三ゆりかご保育所	2	0	2	17	20	20	18	18	18	18	18	0	0	95	106.67	
明豊保育園	6	0	6	13	14	18	16	16	16	16	16	0	0	92	115	
なかよし大富保育園	6	0	6	11	11	16	16	19	19	19	23	22	0	0	97	107.78
合計	70	2	76	236	291	328	328	343	343	345	328	2	9	20	1607	

広域委託 (公立) 標準	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人
広域委託 (公立) 短	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人
公立保育所計 (標準)	16	2	16	69	72	103	122	127	127	127	127	1	5	9	568	87.88
公立保育所計 (短)	1	0	1	0	2	3	3	3	3	3	3	0	0	1	12	
私立保育所計 (標準)	52	0	58	162	183	200	199	213	197	213	197	1	4	10	1014	106.98
私立保育所計 (短)	1	0	1	4	2	3	3	3	3	3	3	0	0	0	13	
広域委託 (私立) 標準	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人
広域委託 (私立) 短	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人
台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台
保育所計	1,624	人(標準+短)	1,624	人(標準+短)	1,624	人(標準+短)	1,624	人(標準+短)	1,624	人(標準+短)	1,624	人(標準+短)	1,624	人(標準+短)	1,624	人(標準+短)
委託者計	1,635	人(標準+短)	1,635	人(標準+短)	1,635	人(標準+短)	1,635	人(標準+短)	1,635	人(標準+短)	1,635	人(標準+短)	1,635	人(標準+短)	1,635	人(標準+短)
子ども園計	1	人(委託)	1	人(委託)	1	人(委託)	1	人(委託)	1	人(委託)	1	人(委託)	1	人(委託)	1	人(委託)

平成27年度 私立及び公立幼稚園在園児数等一覽表 1

【私立幼稚園】

(園児数は、平成 27 年 5 月 1 日現在)

	満3歳児			3歳児			4歳児			5歳児			合計				
	定員	園児数	学級数	1学級 園児数	定員	園児数	学級数	1学級 園児数	定員	園児数	学級数	1学級 園児数	定員	園児数	学級数		
																1学級 園児数	1学級 園児数
焼津幼稚園	-	0	0	3	18	105	40	2	20	105	59	3	20	310	153	8	19
常盤新屋幼稚園	-	0	0	1	10	60	20	1	20	60	15	1	15	180	45	3	15
常盤西町幼稚園	-	2	-	4	24	90	88	3	29	90	85	3	28	285	267	10	27
小川幼稚園	-	1	1	2	24	80	68	3	23	80	74	3	25	250	189	9	21
みなと幼稚園	-	0	0	1	25	60	27	1	27	60	42	2	21	170	94	4	24
弘香幼稚園	-	0	-	1	8	30	4	1	4	30	6	1	6	90	18	3	6
焼津豊田幼稚園	-	0	-	5	17	120	79	3	26	90	85	3	28	310	248	11	23
みやじま幼稚園	-	0	0	3	21	100	80	3	27	100	67	3	22	280	209	9	23
焼津中央幼稚園	-	0	-	4	22	90	83	3	28	90	89	3	30	240	259	10	26
まどか幼稚園	15	2	1	3	16	105	45	2	23	105	57	2	29	310	151	8	19
三和幼稚園	-	3	1	3	18	60	63	2	32	60	66	2	33	180	184	8	23
すみれ台幼稚園	-	0	-	1	21	30	13	1	13	30	27	1	27	85	61	3	20
計	15	8	3	31	223	930	610	25	271	900	672	27	284	2,690	1,878	86	19

【公立幼稚園】

	満3歳児			3歳児			4歳児			5歳児			合計				
	定員	園児数	学級数	1学級 園児数	定員	園児数	学級数	1学級 園児数	定員	園児数	学級数	1学級 園児数	定員	園児数	学級数		
																1学級 園児数	1学級 園児数
大富幼稚園	-	-	-	-	35	45	2	23	35	36	1	36	70	81	3	27	
東益津幼稚園	-	-	-	-	35	70	6	6	35	70	18	18	70	140	24	2	12
さつき幼稚園	-	-	-	-	35	29	1	29	35	28	1	28	70	57	2	29	
静浜幼稚園	-	-	-	2	10	35	32	1	32	35	34	1	34	110	86	4	22
静浜幼稚園下藤分園	-	-	-	1	11	35	12	1	12	35	17	1	17	90	40	3	13
大井川西幼稚園	-	-	-	2	17	70	25	1	25	70	40	2	20	180	99	5	20
大井川南幼稚園	-	-	-	2	13	85	33	2	17	85	26	1	26	210	85	5	17
計	-	-	-	7	140	330	182	9	143	330	199	8	179	870	472	24	139

注：園児数が定員数を上回っている場合も、全体定員数以下であれば問題はありません。

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

1 趣旨

児童福祉法第6条の3第2項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、その健全な育成を図るものである。

2 事業対象

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童

3 焼津市の現状

放課後児童クラブ数 19クラブ（22支援の単位）

平成27年4月1日現在の児童数 823人（低学年718人、高学年105人）

4 設備及び運営の主な基準

市町村が条例で基準を定める（平成27年4月1日施行）

- (1) 職員・・・放課後支援員（都道府県知事が行う研修を修了した者）を支援の単位ごとに2人以上配置（うち1人を除き、補助員の代替可）
- (2) 開所日数・・・原則1年につき、250日以上
- (3) 開所時間・・・土、日、長期休業期間等（小学校の授業の休業日）は、原則1日につき、8時間以上
平日（小学校授業の休業日以外の日）は、原則1日につき、3時間以上
- (4) 設備・・・専用区画（遊び・生活の場としての機能、静養するための機能を備えた、1人につき概ね1.65㎡以上の部屋又はスペース）等を設置
- (5) 児童の集団の規模・・・一の支援の単位を構成する児童の数は、概ね40人以下

5 焼津市子ども・子育て支援事業計画における整備計画

平成27年度 23クラブ（23支援の単位）

平成29年度 24クラブ（24支援の単位）

※平成31年度までに、放課後子ども教室との一体型プログラムを実施する

5 その他（法令・補助制度等）

児童福祉法

厚生労働省令

放課後児童健全育成事業実施要綱（国）

焼津市子ども・子育て支援事業計画（市）

焼津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を定める条例（市）

焼津市放課後児童クラブ事業実施要綱（市）

趣旨・目的

○共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を進める

国全体の目標

- 平成31年度未までに
- 放課後児童クラブについて、約30万人分を新たに整備
 - ・新規開設分の約80%を小学校内で実施
- 全小学校区(約2万か所)で一体的に又は連携して実施し、うち1万か所以上を一体型で実施
 - (約600か所⇒1万か所以上)をを目指す
 - ※小学校外の既存の放課後児童クラブについても、二一ズに応じ、余裕教室等を活用
 - ※放課後子供教室の充実(約1万カ所⇒約2万カ所)

市町村及び都道府県の取組

- 国は「放課後子ども総合プラン」に基づく取組等について次世代育成支援対策推進法に定める行動計画策定指針に記載
- 市町村及び都道府県は、行動計画策定指針に即し、市町村行動計画及び都道府県行動計画に、
 - ・平成31年度に達成されるべき一体型の目標事業量
 - ・小学校の余裕教室の活用に関する具体的な方策
- などを記載し、計画的に整備
 - ※行動計画は、子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして策定も可

市町村及び都道府県の体制等

- 市町村には「運営委員会」、都道府県には「推進委員会」を設置し、教育委員会と福祉部局の連携を強化
- 「総合教育会議」を活用し、首長と教育委員会が、学校施設の積極的な活用など、総合的な放課後対策の在り方について十分協議

国全体の目標を達成するための具体的な推進方策

学校施設を徹底活用した実施促進

- 学校施設の活用に応じた責任体制の明確化
 - ・実施主体である市町村教育委員会又は福祉部局等に管理運営の責任の所在を明確化
 - ・事故が起きた場合の対応等の取決め等について協定を締結するなどの工夫が必要
- 余裕教室の徹底活用等に向けた検討
 - ・既に活用されている余裕教室を含め、運営委員会等において活用の可否を十分協議
- 放課後等における学校施設の一時的な利用の促進
 - ・学校の特別教室などを学校教育の目的には使用していない放課後等の時間帯に活用するなど、一時的な利用を積極的に促進

一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施

- 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の考え方
 - ・全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、同一の小中学校内等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるもの
- ▶全ての児童が一緒に学習や体験活動を行うことができる共通のプログラムの充実
- ▶活動プログラムの企画段階から両事業の従事者・参画者が連携して取り組むことが重要
- ▶実施に当たっては、特別な支援を必要とする児童や特に配慮を必要とする児童にも十分留意
- ▶放課後児童クラブについては、生活の場としての機能を十分に担保することが重要であるため、市町村が条例で定める基準を満たすことが必要



放課後児童クラブ及び放課後子供教室の連携による実施

- 放課後児童クラブ及び放課後子供教室が小学校外で実施する場合も両事業を連携
 - ・学校施設を活用してもなお地域に利用ニーズがある場合には、希望する幼稚園などの社会資源の活用も検討
 - ・現に公民館、児童館等で実施している場合は、引き続き当該施設での実施は可能



※国は「放課後子ども総合プラン」に基づき市町村等の取組に対し、必要な財政的支援策を毎年度予算編成過程において検討



平成27年度焼津市子育て短期支援事業

1 事業目的

この事業は、家庭において一時的に児童を養育することが困難となった場合に、緊急一時的に児童を保護するため、児童養護施設（児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設をいう。）その他の児童の保護を適切に実施することができる施設で市長が指定したものにおいて一定期間、養育・保護することにより、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。

2 事業内容

(1) 内容

市長からの子育て短期支援事業利用連絡票により、一時的に養育・保護を必要とする児童（2歳以上18歳未満）に対して、施設の機能を活用し適切な養育・保護を行う。

(2) 期間

子育て短期支援事業の利用期間は、7日以内とする。ただし、市長が必要と認めた場合は、利用期間を延長することができる。

(3) 対象者

子育て短期支援事業の対象者は、市内に住所を有する2歳以上18歳未満の児童で、その保護者が次の各号に掲げる事由により家庭において養育することができず、かつ、経済的な理由により次条に定める施設以外の施設を利用することができないものとする。

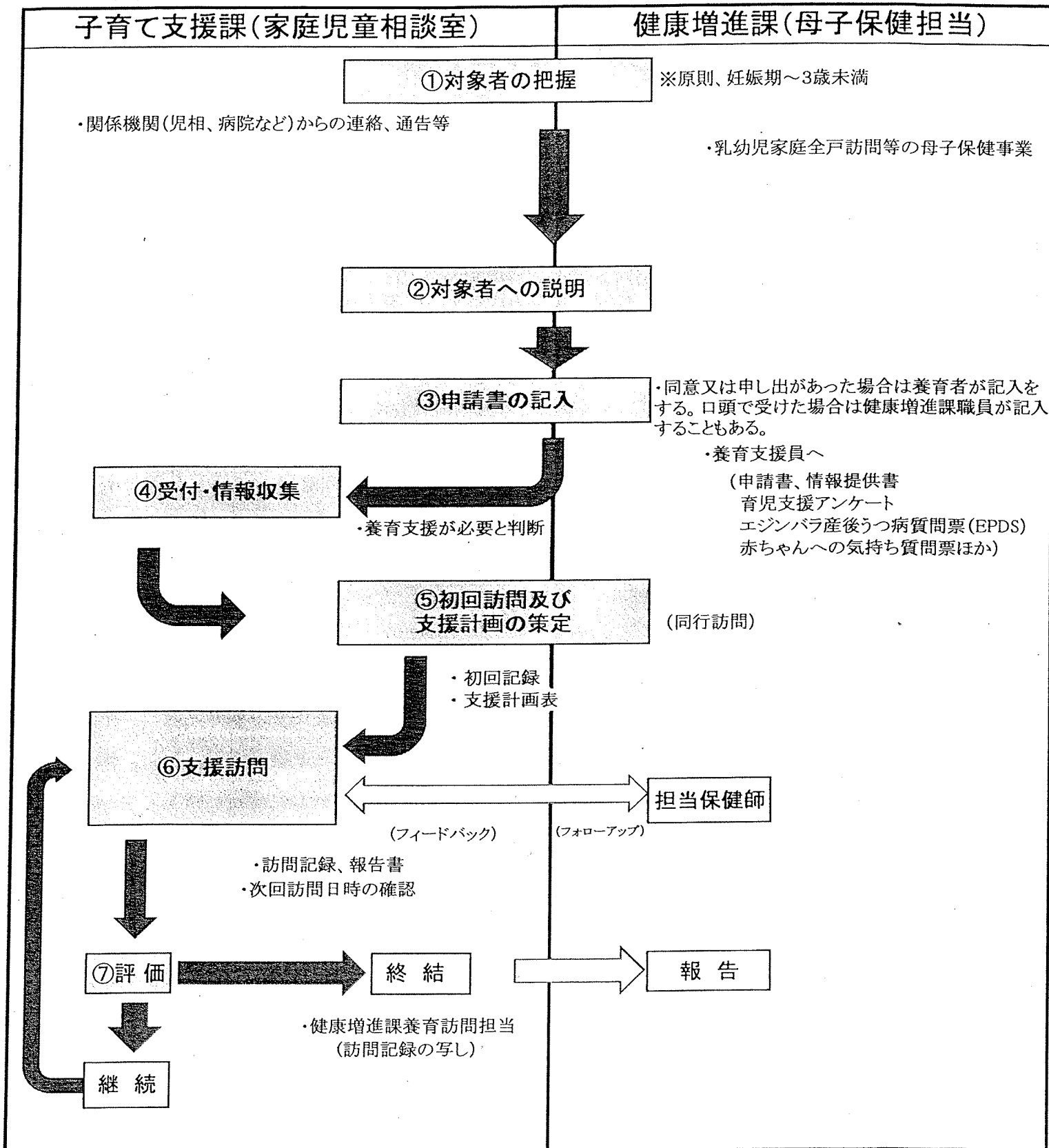
① 疾病に罹り、又は負傷したこと。

② 育児疲れ等により身体的又は精神的に不安定であること。

③ 冠婚葬祭、転勤、出張、出産、看護、事故、災害、失踪等により不在であること。

焼津市養育支援訪問事業の取り扱いについて(平成27年4月1日策定)

1. フローチャート



平成27年度 焼津市発達支援事業

区分	乳児期					幼児期		学齢期
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳～	
把握	母子保健事業への参画							・・さくらんぼ教室など
	幼児巡回相談(幼稚園・保育所)							・・市外・無認可園を含む
支 援	発達相談(発達検査を含む)							・・個別相談
	親・指導者支援事業(講演会、講座開催)							・・講演会×2、講座×1
連 携	療育教室							・・運動系療育教室
	発達支援調整会議(児童発達支援センター入所等審議)							・・ぼぶら ほか
	就学支援委員会・特別専門家チーム参画							・・発達検査・審議
	ことばの教室ケース会議							・・随時
	母子保健発達支援連絡会							・・データ引継、研修等
	発達支援個別ケース会議							・・随時
発達支援ネットワーク(関係機関との協議の場)								